

令和7年度 第41回 味覚の祭典 よいち大好きフェスティバル

出店要領（構成団体・協力団体・一般団体）



開催日時	令和7年（2025年）9月28日（日）	10時～16時
会場	余市農道離着陸場（アップルポートよいち）	
主催	味覚の祭典実行委員会	事務局：余市町総合政策部商工観光課

団体の種類	構成団体	協力団体	一般団体
1. 団体の定義	実行委員会規約に定める構成団体	<ul style="list-style-type: none"> ・協力事業として実行委員会が依頼する団体等 ・協力事業の申し出があり実行委員会が承認した団体等 ・実行委員会が特に必要と認め、公の観光宣伝活動または町産業振興に寄与できる団体 ・展示、その他活動等で味覚の祭典実行委員会が祭典の運営に支障がないと認める団体 	申込みにより出店負担金を支払い、出店するもの
2. 出店資格	上記のとおり	上記のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ①この要領及び実行委員会の指示に従うことを約束できるもの。 ②町の特産品を使用した品目（料理）を提供すること。 ③過去に味覚の祭典実行委員会及び余市町商工観光課が事務局となっているイベント等において、実行委員会等の指示に従わなかった、または運営等に支障をきたす行為等がないこと。 ④出店者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
3. 出店負担金	<ul style="list-style-type: none"> ①1テントあたり：無償 ②半テントあたり：無償 ③キッチンカー1台あたり：無償 ④発電機使用1店あたり：無償 ⑤冷蔵ケース等1台あたり：無償 	<p>【町内事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①1テントあたり：20,000円（2間×3間）（約3.6m×約5.4m） ②半テントあたり：10,000円（2間×1.5間）（約3.6m×約2.7m） ③キッチンカー1台あたり：10,000円 ④発電機使用1店あたり：5,000円 ⑤冷蔵ケース等1台あたり：5,000円 <p>【町外事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①②③④ともに町内事業者の2倍の金額、⑤について手配なし 	

団体の種類	構成団体	協力団体	一般団体
4. 出店数	希望に応じて優先的に出店を調整	構成団体に次いで、希望に応じて優先的に出店を調整	<p>キッチンカーを除き、最大12テント分を想定。構成団体・協力団体との調整により増減の可能性あり。</p> <p>※応募多数の場合は以下の優先基準に則り事務局が選定する。</p> <p>①余市町内に居住、または店舗等を営業しているもの。</p> <p>②余市商工会議所、または余市観光協会の会員であるもの。</p> <p>③北後志地域内に居住、または店舗等を営業しているもの。</p> <p>④北海道内に居住、または店舗等を営業しているもの。</p>
5. 実行委員会より貸出可能な設備	<p>①テント</p> <p>②販売台（1テントにつき上限2台） ※希望により調整可能性あり</p> <p>③テーブル（1テントにつき上限1台） ※希望により調整可能性あり</p> <p>④電源（共有発電機）</p> <p>⑤冷蔵ケース等</p> <p>⑥テント横幕（防風ネット含む） ※数量に上限あり</p> <p>⑦消火器</p>	<p>①テント</p> <p>②販売台（1テントにつき上限2台、半テントは1台）</p> <p>③テーブル（1テントにつき上限1台、半テントはなし）</p> <p>④電源（共有発電機）</p> <p>⑤冷蔵ケース等（町内事業者のみ）</p> <p>※店舗間の仕切り用に防風ネットを設置予定</p> <p>※キッチンカーの場合は電源のみ貸出</p>	
6. 出店者が持参する設備	<p>①イス、テーブル等</p> <p>②発電機までの延長ドラム等</p> <p>③買物袋</p> <p>④その他、出店に必要な資材等</p>	<p>①イス、テーブル等</p> <p>②発電機までの延長ドラム等</p> <p>③買物袋</p> <p>④加熱器等を使う場合は消火器（未使用かつ使用期限内のもの）</p> <p>⑤その他、出店に必要な資材等</p>	
7. 前日までの流れ	<p>①出店申込書の提出期限：令和7年9月2日（火）必着</p> <p>②出店者説明会：令和7年9月5日（金）に開催予定のため、代表者又は出店責任者の必ず1名以上が出席すること。</p> <p>③事務局より送付の出店許可証を受理後、<u>指定日までに出店料金を下記の口座に振り込み</u>すること。</p> <p>【振込先】：北海道信用金庫 余市支店 普通預金 0711810 味覚の祭典実行委員会</p> <p>④前日の令和7年9月27日（土）に資材等の搬入希望がある場合は事務局へ要相談。ただし資材の盗難、破損等については自己責任とする。</p>		

団体の種類	構成団体	協力団体	一般団体
8. 当日の流れ	<p>①搬入時間 7:30～ 9:00 ※展示団体については個別に調整 ※通行証により7:30～入場可能、一般車両の入場は早くて8時頃を想定、時間帯が重複する場合は混雑が予想されるため通行要注意</p> <p>②準備時間 搬入後～10:00 ※ビンゴの景品は適宜本部テントへ</p> <p>③出店時間 10:00～16:00 ※販売中心の構成団体・協力団体による出店は14時を目標とし、商品在庫が付き次第、順次閉店</p> <p>④搬出時間 16:00～17:00 ※ゴミ回収については16:15ㄨ切</p>		
9. 留意事項(当日の流れ)	<p>①開催時間中は閉店をしないこと。</p> <p>②閉店後は直ちに来場者に退店を促し、撤収作業に入ること。</p> <p>③テントの設置及び解体は実行委員会にて対応。</p> <p>④実行委員会からの貸出品について指示に従い後片付けをすること。</p> <p>⑤商品が尽きた場合の閉店はやむを得ないものとしませんが、開催時間中はできるだけ販売を継続できるよう商品確保に努めること。</p>		<p>①開催時間中は閉店をしないこと。</p> <p>②閉店後は直ちに来場者に退店を促し、撤収作業に入ること。</p> <p>③テントの設置及び解体は実行委員会にて対応。</p> <p>④実行委員会からの貸出品について指示に従い後片付けをすること。</p>
10. 当日の車輛及び通行証について	<p>①極力希望に応じた通行証を発行するので、ダッシュボード上など見やすいところに必ず掲示すること。</p> <p>②会場敷地内の通行は事務局及び警備員の指示に従うこと。</p>		<p>①1団体あたり3枚を上限に通行証を発行するので、ダッシュボード上など見やすいところに必ず掲示すること。</p> <p>②会場敷地内の通行は事務局及び警備員の指示に従うこと。</p>
11. 留意事項(出店関係)	<p>①搬入、準備、開催、撤収時間を守ること。出店場所の交換や切り売り等はせず、また申込者以外の者が出店しないこと。</p> <p>②酒類の販売については相手方の年齢確認を行い、運転手及び未成年には絶対に販売しないこと。</p> <p>③実行委員会の指示に従わない場合は出店資格を停止とし、準備中を含め当日の営業中であっても直ちに撤去すること。また今後の出店について、許可しない可能性がある。</p> <p>④実行委員会からの貸出品及び会場設備を毀損または汚損等した場合は、補修費用等の負担を求める場合がある。</p> <p>⑤使用する容器、什器等については極力紙類など環境にやさしい素材の使用に努めること。</p> <p>⑥事務局より、買物袋の配布・販売は行わないため、各自で用意すること。</p> <p>⑦出店スペース内は、紙巻たばこ・電子たばこを問わず禁煙。出店者、来場者ともに会場内の喫煙所を利用すること。</p> <p>⑧実行委員会事務局によるアンケート等の事後調査に応じること。</p> <p>⑨各店舗における商品等の盗難、破損、悪天候等による出店の中止及び出店資格の停止等による損害賠償等について、実行委員会は一切の責任を負わない。</p> <p>⑩悪天候等による開催中止や、出店者の事情によるキャンセルなど、入金済みの出店負担金については理由を問わず返金しない。</p>		

団体の種類	構成団体	協力団体	一般団体
1 2. 留意事項 (出店関係・一般団体のみ)	<p>①各自で保健所に臨時営業許可等を申請し、許可証の写しを実行委員会事務局へ提出すること。</p> <p>【提出期限】 令和7年9月22日(月)必着</p> <p>②市販品のソフトドリンクは販売しないこと、自社製品やオリジナルのドリンクは販売可。</p>	<p>①各自で保健所に臨時営業許可等を申請し、許可証の写しを実行委員会事務局へ提出すること。</p> <p>【提出期限】 令和7年9月22日(月)必着</p> <p>②市販品のソフトドリンクは販売しないこと、自社製品やオリジナルのドリンクは販売可。</p>	<p>①各自で保健所に臨時営業許可等を申請し、許可証の写しを実行委員会事務局へ提出すること。</p> <p>【提出期限】 令和7年9月22日(月)必着</p> <p>②市販品のソフトドリンクは販売しないこと、自社製品やオリジナルのドリンクは販売可。</p> <p>③発電機を使用する店舗は、各自において必要とする接続機器等を調達し設置すること。ただし、発火性の高い燃料(ガソリン)を使用する機器は認めないものとする。</p> <p>④来店者等に対する事故(食中毒やケガ)に対応する損害賠償保険に加入すること。万が一事故等が発生した場合、実行委員会では一切の責任は負わない。</p> <p>⑤余市町の特産品を使用した品目(料理)を最低1品以上提供し、ポップやポスター等の掲示により他の品目と差別化し、販売窓口で来客者がわかるよう明示すること。当日、事務局が巡回し確認するので協力すること。</p> <p>⑥重複等により当日の品目(料理)を調整する可能性があること。</p> <p>⑦他市町村の特産品の宣伝は行わないこと。</p> <p>⑧その場で飲食の不可能な食料品を販売する場合は、積極的な試食提供に努めること。</p>
1 3. 留意事項 (清掃関係)	<p>①ゴミは適切に分別し、会場内の一般廃棄物処理業者まで出すこと。開催時間中は随時可能。閉店後の16:15を〆切とする。</p> <p>②一般廃棄物処理業者が回収できないゴミは必ず持ち帰ること。</p> <p>③出店テント内はもちろん、店舗周辺についてもゴミを確認し、必要な清掃を実施すること。</p> <p>④廃油など残り物の処理は適切に確実に行うこと。会場内に廃棄することは堅く禁止する。</p>		
1 4. 留意事項 (ビンゴカード)	<p>事務局よりビンゴカードの配布を受けた店舗は、1,000円以上の買い物1回につき1枚を渡すこと。</p> <p>例) 1回あたり2,000円以上の買物をした場合も1枚</p>		

団体の種類	構成団体	協力団体	一般団体
15. 留意事項 (ビンゴ景品)	ビンゴ大会の景品について、余市町の特産品に限定して、任意での提供をお願いしています。ご協力よろしくお願いします。 当日、本部テントにて保管する関係があるため、冷凍品・冷蔵品はできるだけ避けていただけますと助かります。		
16. 申込方法	余市町HPより「出店申込書」をダウンロードし、事務局まで提出してください。		
17. 提出先	事務局まで持参・郵送・メールのいずれかの方法にて提出してください。 「味覚の祭典」の該当ページ：余市町公式HP トップ→観光・イベント情報 https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/kankou/event/2025_mikaku_top.html 住所：余市郡余市町朝日町26番地 余市町総合政策部商工観光課 電話：0135-21-2125 メール：syokou@town.yoichi.hokkaido.jp		